

暴風警報・特別警報・地震に対する非常措置について

台風が接近して「京都市」に、「暴風警報」が発令された場合や「京都市」に「特別警報」が発令された場合、及び、「京都市」において「震度5弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ等の報道に注意して下さい。常磐野小学校のホームページにおいても現況をお知らせしていきます。電話でのお問い合わせはお控えください。

京都市に「暴風警報」が発令された場合

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合は自宅で待機
2. 「暴風警報」が解除された場合

『暴風警報』解除の時刻	措 置	登校時刻
① 午前7時までに解除	平常授業	平常の時刻に登校 (給食実施)
② 午前9時までに解除	3校時から授業 午前10:40～	午前10:20～10:40の間に 登校します。(給食実施)
③ 午前11時までに解除	5校時から授業 午後1:50～ (木曜日は、午後1:25～)	午後1:30～1:50(木曜日は、午後 1:05～午後1:25)の間に登校します。 (給食は中止)
④ 午前11時現在、 警報発令中の場合	臨時休業	家庭での学習になります。

3. 在校中に「暴風警報」が発令された場合

「児童調査書」に記入してある「集団下校する」か「学校に待機してお迎えをする」という内容に従って行動します。

なお、大雨警報・洪水警報・注意報のときは、平常通りです。ご注意ください。

京都市に「特別警報」が発令された場合

1. 登校前に「特別警報」が発令された場合

「特別警報」が解除されるまで、自宅待機。

2. 「特別警報」が解除された場合

	措 置	登校時刻
深夜0時までに解除	5校時から授業 午後1:50～ (木曜日は、午後1:25～)	午後1:30～1:50 (木曜日は、午後1:05～午後1:25) の間に登校します。 (給食は中止)
深夜0時現在、 特別警報が発令中の場合	臨時休業	家庭での学習になります

3. 在校中に「特別警報」が発令された場合

ただちに臨時休業となります。

ただし、下校の安全が確認できるまで、原則学校に留め置きます。安全確認が取れ次第、「児童調査書」に記入してある「集団下校する」か「学校に待機してお迎えをする」という内容に従って行動します。

京都市に「震度5弱以上の地震」が発令された場合

1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

①「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

◇深夜0時までに発生した場合…翌日は臨時休業

◇深夜0時以降、登校までに発生した場合…当日は臨時休業

◇休業日、休業前日に発生した場合…原則として休業明けの登校日は臨時休業

②臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

原則、保護者の方に迎えに来ていただきます。それまで、児童は学校に留め置きます。

必ず、お子さんが、「自分が集団下校・学校待機のどちらなのかを伝えられる」ようにご指導ください。

【特別警報とは】

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。